

## 【窓口用】外貨定期預金 契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

### この書面をよくお読みください。

- 外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- 外貨定期預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。

- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）はそれぞれ為替手数料（例えば、1米ドルあたり片道1円、1ユーロあたり片道1円50銭、1スイスフランあたり片道90銭、1オーストラリアドルあたり片道2円50銭、1シンガポールドルあたり片道83銭）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、為替手数料分を含んだ為替相場である当行所定の TTS レート（預入時）、TTB レート（引出時）をそれぞれ適用します）。

したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1スイスフランあたり1円80銭、1オーストラリアドルあたり5円、1シンガポールドルあたり1円66銭）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

- 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

〔商号・住所〕 株式会社愛媛銀行 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

#### 〔商品の概要〕

商品名	外貨定期預金
商品概要	外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。証書式のみのお取り扱いとなります。
預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販売対象	法人および個人のお客さま（未成年の方のお取り扱いはできません。）
期間	・原則、1か月、3か月、6か月、1年よりお選びいただけます。 ・自動継続式（元利継続型／利息受取型）又は非継続式（普通外貨定期預金）のお取り扱いとなります。※自動継続式は個人のお客さまのみお選びいただけます（米ドル、ユーロのみ）。 (1) 自動継続式 元利継続型：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 元金継続型：前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、利息はあらかじめ指定された同じ通貨建ての外貨普通預金口座に入金します。 (2) 非継続式 ・元利金を満期日以後に一括して払い戻します。自動継続・自動解約のお取り扱いはいいたしません。 ※書替又は解約のいずれかをお選びいただけます。 ・満期日以降のお利息は解約日又は書替継続をした日における外貨普通預金利率を適用します。
預入	
(1) 預入方法	一括預入です。
(2) 最低預入額	100 通貨単位
(3) 預入単位	1 補助通貨単位まで預入可能。
(4) 預入通貨	米ドル、ユーロ、スイスフラン、オーストラリアドル、シンガポールドル
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用利率	お預け入れ時の金利を満期日まで適用します。 金利については窓口にお問い合わせください（利率は当行ホームページ <a href="https://www.himegin.co.jp/">https://www.himegin.co.jp/</a> ）でもご確認いただけます。
(2) 利払方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	原則として、付利単位を1通貨単位とした1年を365日とする日割計算です。

税金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税（国税 15.000%、地方税 5%）として課税されます。※分離課税の場合、平成 25 年 1 月 1 日以降は復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が適用されます。</li> <li>・ お利息はマル優の対象外です。</li> <li>・ 為替差益への課税 （法人のお客さま） 総合課税 （個人のお客さま） 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合は申告不要です。為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得との損益通算はできません。</li> <li>・ くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいようお願い申し上げます。</li> </ul>
自動継続 （自動継続式の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続日が銀行休業日の場合は、翌営業日になります。ただし、銀行休業日が月末の場合は前営業日となります。</li> <li>・ 自動継続を停止する場合には 2 営業日前までにお申し出下さい。</li> <li>・ 自動継続終了日以後のお利息は、解約又は書替継続をした日における当該通貨の外貨普通預金利率を適用します。</li> </ul>
手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
付加できる特約事項	ございません。
期日前解約のお取り扱い	期日前解約はできません。万一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日（自動継続式にあっては前回継続日）から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
お問い合わせ先	店頭または下記までお問い合わせください。 ・ フリーダイヤル 0120-22-0576（月～金（祝日を除きます） 9：00～17：00）
苦情・ご意見を受ける為の窓口および当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行窓口 連絡先：お客様相談所 電話番号 089-933-1111</li> <li>・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
その他参考となる事項	預入後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することができます。（この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。）
お取り扱い窓口	全店でお取り扱いします。（外貨預金を取り扱っていない出張所等は除きます。） ※お引き出しについては、預金開設店のみのお取り扱いとなります。

#### 【外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場】

	お預け入れ・お引き出し方法	手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替	円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用します。TTS レートには、為替手数料（1 米ドルあたり片道 1 円、1 ユーロあたり片道 1 円 50 銭、1 スイスフランあたり片道 90 銭、1 オーストラリアドルあたり片道 2 円 50 銭、1 シンガポールドルあたり片道 83 銭）が含まれています。
	外貨現金でのお預け入れ	お取り扱いしておりません。
	ご本人の同一通貨の外貨預金からのお振替	手数料はかかりません。
	到着した外貨送金でのお預け入れ	被仕向送金手数料（2,500 円※海外からの到着分のみ）と外貨取扱手数料（お預け入れになる金額の 1/20%、最低手数料 1,500 円）がかかります。
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替	外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。TTB レートには、為替手数料（1 米ドルあたり片道 1 円、1 ユーロあたり片道 1 円 50 銭、1 スイスフランあたり片道 90 銭、1 オーストラリアドルあたり片道 2 円 50 銭、1 シンガポールドルあたり片道 83 銭）が含まれています。
	外貨現金でのお引き出し	お取り扱いしておりません。
	ご本人の同一通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
	外貨でのご送金にご使用	海外向け送金手数料（窓口扱い）は 4,500 円、国内他行宛て（窓口扱い）は最大 4,000 円と外貨取扱手数料（ご送金額の 1/20%、最低手数料 1,500 円）がかかります。

- ・ 上記手数料には消費税等がかかりません。
- ・ 米ドルの被仕向送金をユーロの外貨預金に入金するなどのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料は、上記のものとは異なります。

（2023 年 2 月 6 日現在）